

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年6月12日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 藤川 克己
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【事務連絡者氏名】	石津 有希
【電話番号】	050-4561-2573
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド

ただし、愛称として「りそな ペア・ハイ インカム」もしくは「デュアル・ハイ・インカム」という名称を用いることがあります（以下「ファンド」といいます）。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です（以下「受益権」といいます）。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ファンドの基準価額については、委託会社（後記「（１２）その他 その他」をご参照ください）にお問合せください。

（５）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.3%（税抜3.00%）です。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、販売会社または委託会社（後記「（１２）その他 その他」をご参照ください）にお問合せください。

（６）【申込単位】

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法および単位とします。

詳しくは販売会社または委託会社（後記「（１２）その他 その他」をご参照ください）にお問合せください。

（７）【申込期間】

2025年6月13日から2025年12月12日まで¹

ただし、申込受付不可日²にあたる場合は、お申込みできません。

¹ 申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

² ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日およびニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する場合を指します。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（「販売会社」）については、委託会社（後記「（１２）その他
その他」をご参照ください）にお問合せください。

（９）【払込期日】

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください。）までに取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日における発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額はお申込みの販売会社にお支払いください。販売会社については、前記「（８）申込取扱場所」をご参照ください。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。
株式会社 証券保管振替機構

（１２）【その他】

取得申込みの方法等

受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 050-4561-2500
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、主として、米国のハイイールド債市場へ投資するファンドと、欧州のハイイールド債市場へ投資するファンドの毎月分配クラスに投資することにより、中長期的な信託財産の成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

ファンドの特色

1.原則として毎月12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行うことを目指します。

- ファンドは、投資信託証券に投資した結果得られるインカム・ゲインやキャピタル・ゲインを分配原資とします。
- 運用状況（基準価額水準および市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。
- 原則として、為替ヘッジを行わないため、分配金は為替相場の変動の影響を受けます。

2.米国と欧州のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）に投資します。

- 米国と欧州のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）に投資することにより、高い利息収益の獲得を目指しつつ、分散投資により信用リスクの低減に努めます。

発行体の財務内容の悪化等により、債券の元金や利息等の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクをいいます。

3.市場と通貨がペアです。

- 米国と欧州の2つのハイイールド債市場に投資します。
- 米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資します。

* 米ドルとユーロの2つの通貨に分散投資することにより、為替変動リスクを軽減することに努めますが、円独歩高など外国為替相場等の影響により、為替変動リスクが軽減されない場合があります。

4.2つの運用会社が運用を行う、2つのファンドに投資します。

- TCWインベストメント・マネジメント・カンパニーが運用する「TCWファンズ-TCWハイ・イールド・ボンド・ファンド（XJシェアクラス）」とアムンディ・アセットマネジメントが運用する「Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド」の毎月分配クラスに投資します。組入比率や組入対象の変更は、委託会社の判断により適宜行われます。

2025年3月10日付で「TCWファンズ-TCWハイ・イールド・サステナブル・ボンド・ファンド（XJシェアクラス）」から名称変更いたしました。この変更による運用体制等の変更はありません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドは、追加型投信／海外／債券に属しています。

単位型 / 追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型	国内	株式	株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
		債券	債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月)	日本 北米 欧州	ファミリー ファンド	あり ()
追加型	海外	不動産投信	不動産投信	年12回 (毎月)	アジア		
		その他資産 ()	その他資産 (投資信託証券 (債券一般))	日々 その他 ()	オセアニア 中南米 アフリカ		
	内外	資産複合	資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東) エマージング	ファン ド・オブ ・ファン ズ	なし

○属性区分の定義

・投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（債券一般））」…目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に債券一般を投資対象とするものをいいます。

・決算頻度

「年12回（毎月）」…目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域

「北米」……………目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「欧州」……………目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態

「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

・為替ヘッジ

「為替ヘッジなし」…目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券一般）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

*上記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2004年3月19日　：　信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

2007年1月　4日　：　投資信託の振替制度へ移行

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式 で運用します。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

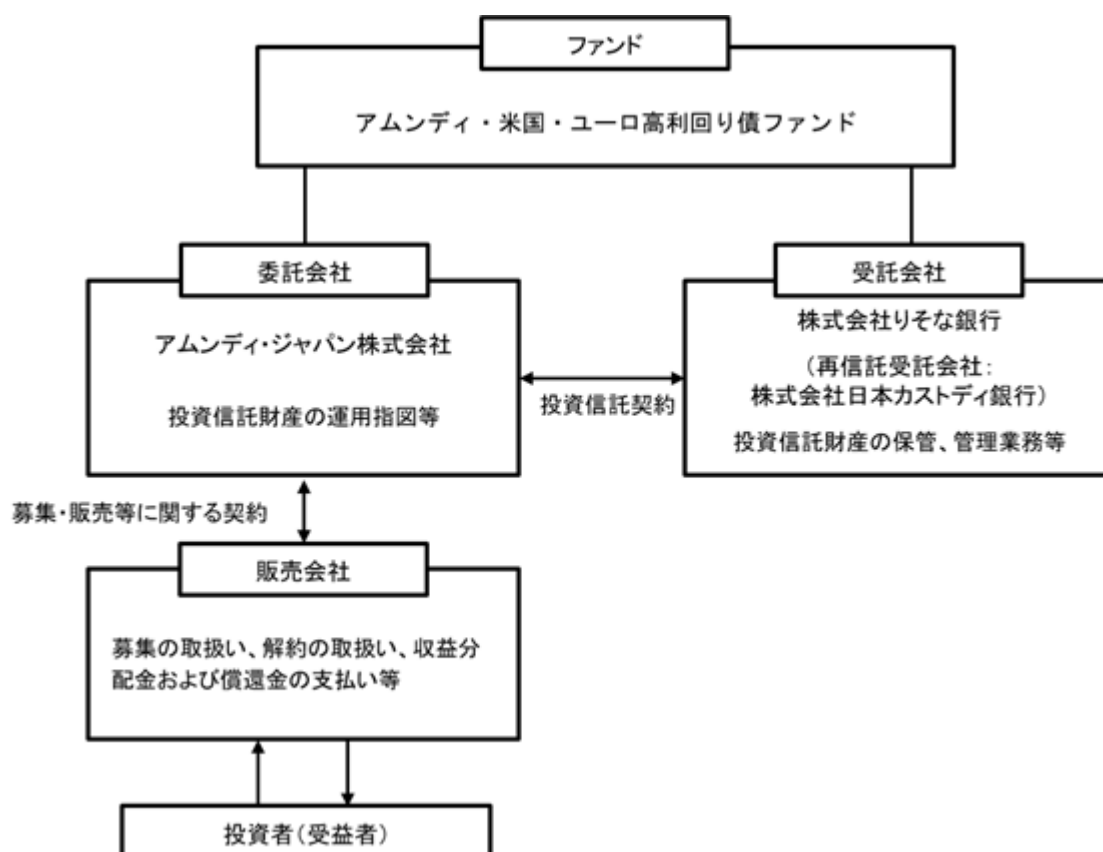
<イメージ図>



※1 アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンドは、TCWファンズ-TCWハイ・イールド・ボンド・ファンドのベンチマークとAmundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンドのベンチマークを1対1の割合で算出した合成インデックスを参考指数とします。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払、解約の取扱い等を規定しています。

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長 (金商) 第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	1971年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 1980年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 1998年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 1998年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 2004年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 2007年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 2010年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・アセットマネジメント	フランス共和国 パリ市 パスツール通り91-93	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。投資信託証券（投資信託及び外国投資信託の受益証券または投資法人及び外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ）に投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。原則として、為替ヘッジは行いません。

原則として、米国のハイイールド債市場へ投資する投資信託証券及び欧州のハイイールド債市場へ投資する投資信託証券に投資します。

投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下、「指定投資信託証券」といいます。）を通して、分散投資を行うことを基本とします。ファンドの投資対象である投資信託証券においては、銘柄分散および企業調査や分析によって個別銘柄の信用リスクを低減するように努めています。投資比率の変更は、委託会社の判断により適宜行われます。

「指定投資信託証券」とは次のものをいいます。

1. 「TCWファンズ- TCWハイ・イールド・ボンド・ファンド」(ルクセンブルク籍)のXJシェアクラス
2. 「Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド」(ルクセンブルク籍)の毎月分配クラス

指定投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この場合において、組入対象とされていた指定投資信託証券は、変更されることがあります。

資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

投資対象ファンドの選定基準

委託会社は、アムンディ内外で運用される欧州ハイイールド債を投資対象とするファンドおよび米国ハイイールド債を投資対象とするファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針がファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
3. 投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

（２）【投資対象】

投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
 - イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。以下同じ）
- ２）次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、指定投資信託証券の他、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限ります）に投資することを指図します。

- １）コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ２）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）の証券の性質を有するもの
- ３）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託に限ります）
- ４）投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- ５）投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することを指図することができます。

- １）預金
- ２）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
- ３）コール・ローン
- ４）手形割引市場において売買される手形

金融商品による運用の特例

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記 の１）から４）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

< 主要投資対象とするファンドの概要 >

ファンドの主要投資対象となるファンド（指定投資信託証券）の概要は、下記の通りです。

TCWファンズ-TCWハイ・イールド・ボンド・ファンド	
投資対象	主に米ドル建のハイイールド債
ベンチマーク	ブルームバーグ・USコーポレート・ハイ・イールド・インデックス2%イシュアー・キャップ ^{※2}
運用会社	TCWインベストメント・マネジメント・カンパニー ・ 1971年にロサンゼルスで設立され、40年以上の歴史を有します。 ・ 機関投資家、企業年金、個人投資家向けに資産を運用しております。
Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド	
投資対象	主に欧州の高利回り社債
ベンチマーク	ICE BofAヨーロッパ・カレンシー・ハイイールド・コンストレイント・インデックス(BB-B) ^{※3}
運用会社	アムンディ・アセットマネジメント アムンディは、フランスの農業系金融機関の中央機関として1894年に設立されたユニバーサルバンク、クレディ・アグリコル・グループの資産運用部門です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

※2 「Bloomberg®」およびブルームバーグ・USコーポレート・ハイ・イールド・インデックス2%イシュアー・キャップは、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、アムンディ・アセットマネジメントによる特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはアムンディ・アセットマネジメントとは提携しておらず、また、アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

※3 当該インデックスのうち、為替は対ユーロで100%ヘッジしたものを使用しています。ICE BofA European Currency High Yield Constrained IndexSM/®は、ICE Data Indices, LLC又はその関係会社(「ICE Data」)のサービスマーク/商標であり、ICE Data及びその第三者サプライヤーは、その使用に関して一切の責任を負いません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

《TCWファンズ-TCWハイ・イールド・ボンド・ファンド》

(1) ファンドの特色

米ドル建のハイイールド債を主要投資対象とし、インカムゲインとキャピタルゲインを合わせたトータルリターンの最大化を目指して運用を行います。

(2) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	TCWインベストメント・マネジメント・カンパニー
副投資顧問会社	アムンディ・ジャパン株式会社

(3) 投資方針等

1) 投資対象

米ドル建のハイイールド債を主要投資対象とします。

外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引等のデリバティブを活用します。

2) 投資態度

原則として、純資産総額に借入金額を合算した額の80%以上を米国のハイイールド債に投資します。

通常、ポートフォリオのデュレーションは2～8年程度、償還年限は2～15年程度となります。

米国及び世界のハイイールド債の中から割安な銘柄に注目します。

原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

原則として、バンクローンへの投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

デフォルトした債券に投資する場合がありますが、その投資割合は原則として投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

《Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド》

(1) ファンドの特色

ファンドは、主として欧州の高利回り債券等に投資することにより、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲイン及び為替差益によるトータル・リターンを最大化を目指して運用を行います。

* ファンドは、ルクセンブルク籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（ユーロ建）です。

(2) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	アムンディ・アセットマネジメント

(3) 投資方針等

1) 投資対象

欧州の高利回り債券等を主要投資対象とします。

2) 投資態度

主として、欧州市場で発行される欧州の高利回り債券、欧州の発行体により発行される欧州の高利回り債券またはその他の高利回り債券（自由に交換可能な通貨建て）等に投資します。

S&Pやムーディーズなどの国際的格付機関よりハイイールド債（高利回り債券）（ダブルB格（BB格）以下）と格付されている債券等に投資します。

必要に応じて為替ヘッジを行います。

金利変動リスクに対応するため、先物、オプションあるいはスワップ等の金利派生商品を利用することがあります。

発行体の信用リスクや債務不履行リスクのヘッジ目的のため、または裁定戦略 のために、クレジット・デリバティブ（クレジット・デフォルト・スワップ）を利用することがあります。

クレジット・デリバティブの価格変動予測による取引、または2つの異なる発行体または同一発行体間の価格差を利用した取引、またはクレジット・マーケットと証券市場間のリスク格差を利用した取引等を利用する取引手法のこと。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

投資する有価証券及び短期金融商品は、規制市場において認可または取引されている譲渡可能なものに限定します。

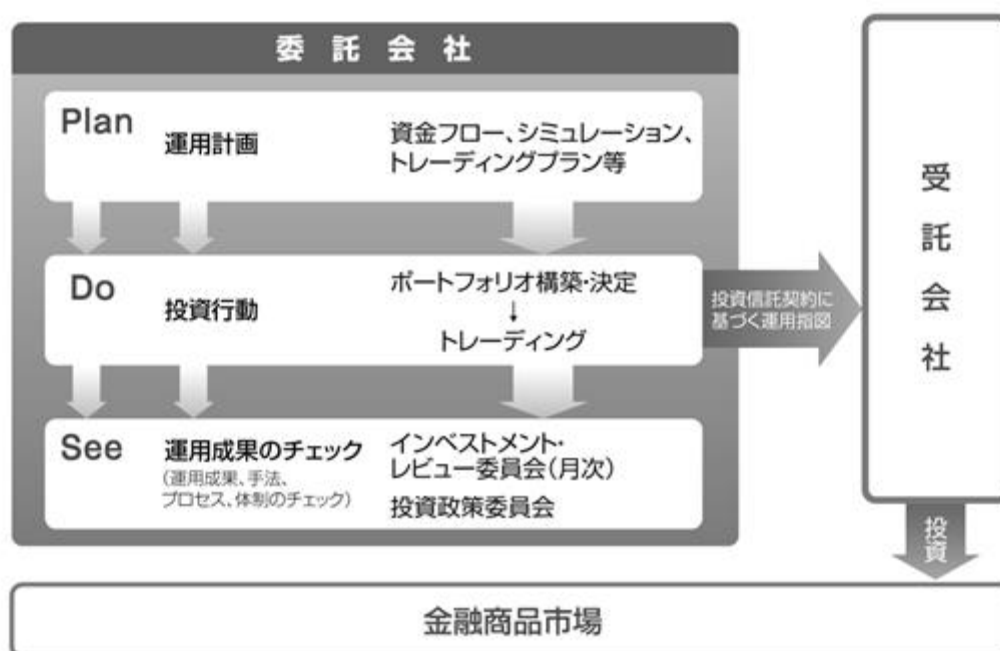
同一発行体の有価証券あるいは短期金融商品への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします（ただし、EU加盟国、その地方公共団体、非加盟国あるいはEU加盟国の

一つまたは複数が加盟している公的国際機関が発行または保証する有価証券あるいは金融市場商品については、ファンドの純資産総額の35%以内とします）。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネジャーがファンドの運用指図を行う体制となっております。

ファンドの運用体制は以下のとおりです。



* 委託会社の運用成果のチェック・・・インベストメント・レビュー委員会（8名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規程

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理体制に関する規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・流動性リスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受托会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

ファンドは、毎決算時（毎月12日。休業日の場合は翌営業日とします）に、原則として次の方針により分配を行います。

1) 分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- （ ）配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- （ ）売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- （ ）収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- （ ）収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるもの（追加型証券投資信託の収益分配のうち非課税とされるもの）とし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、受益者毎の個別元本をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します）。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

◎収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

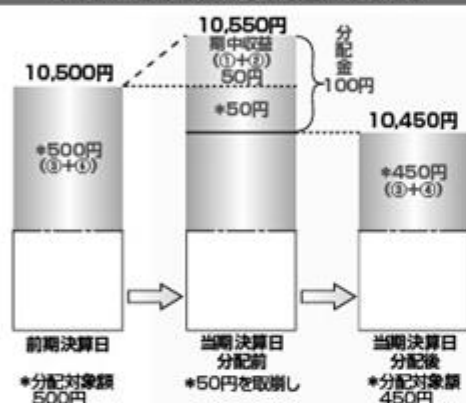
投資信託で分配金が支払われるイメージ



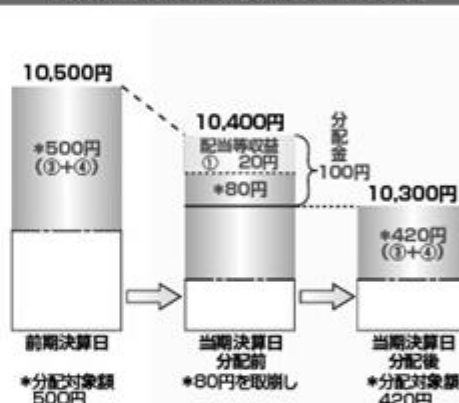
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合

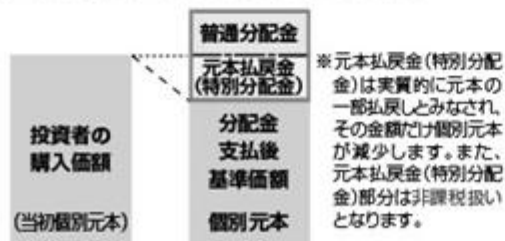


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

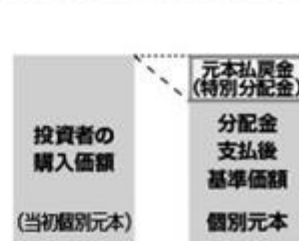
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金」の「(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

*資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（５）【投資制限】**ファンドの信託約款で定める投資制限**

- １）投資信託証券以外への投資は、信託約款の範囲内で行います。
- ２）株式への投資制限
株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への直接投資は行いません。
- ３）外貨建資産への投資制限
外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます）の投資割合には制限を設けません。
- ４）同一銘柄の投資信託証券への投資制限
同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ５）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ６）外国為替予約取引の指図および範囲
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ７）資金の借入れの制限
 - （ ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - （ ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - （ ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - （ ）借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- ８）受託会社による資金の立替え
 - （ ）信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
 - （ ）信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 - （ ）立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。
- ９）信用リスク集中回避のための投資制限
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として外国債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

価格変動リスク

ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、主に米国債券市場および欧州債券市場のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を投資対象としていますが、債券の価格はその発行体の経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。当該債券の価格が下落した場合にはファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

金利変動リスク

債券価格は金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、債券の償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の下落幅は大きくなる可能性があります。

為替変動リスク

- ・ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、実質的な投資対象である米国債券市場および欧州債券市場の公社債等は外貨建であり、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、ファンドの基準価額は、米ドルおよびユーロに対して円安になると上昇する傾向があります。反対に円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・外貨建資産に投資した場合は、為替変動によって重大な損失が生じるリスクがあります。

信用リスク

- ・発行体の財務内容の悪化等により債券の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクです。ファンドが実質的に投資する債券の発行体の財政状況および一般的な経済状況または経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。この場合、当該債券の価格は信用リスクの上昇により値下がりし、ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドが組入れる投資信託証券は、主にダブルB格（BB+ / Ba1）以下のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を投資対象としているため、トリプルB格（BBB - / Baa3）以上の投資適格債を主な投資対象とするものに比べて信用リスクが高くなります。
- ・ファンドが実質的に投資する債券の発行体が破産した場合は、投資資金を回収することができなくなることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、債券等を市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。このような場合には、当該債券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

基準価額の変動要因（投資リスク）は前記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

分配金の支払いに関する留意点

- ・分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ファンドは、毎決算時に、原則として収益分配方針により分配を行います。分配金額はあらかじめ確定されているものではなく、ファンドの運用状況（基準価額水準および市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

ハイイールド債への投資に関する留意点

ハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）は、より高い信用格付を有する債券に比べて、通常、より高い利回りを提供する一方で価格は大きく変動すると考えられます。また、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、株式に類似した特質を併せ有しています。個々の企業の業績、財務内容の変化や景気動向、格付の引上げ、引下げなどの影響を強く受け、債券の価格は上下に大きく変動します。

ファンドが投資信託証券を通じて投資する債券に債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合、あるいは格付機関により信用格付が格下げされた場合等には、当該債券の価格は下落し、その影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

規制の変更に関する留意点

- ・ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・将来規制が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

流動性リスクに関する留意事項

ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

その他の留意点

- ・前記以外にも、実質組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たにファンドを購入できなくなります。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

- ・運用パフォーマンスの評価・分析
リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。
- ・運用リスクの管理
リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

なお、流動性リスク管理体制は以下のとおりです。

- ・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。
- ・取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

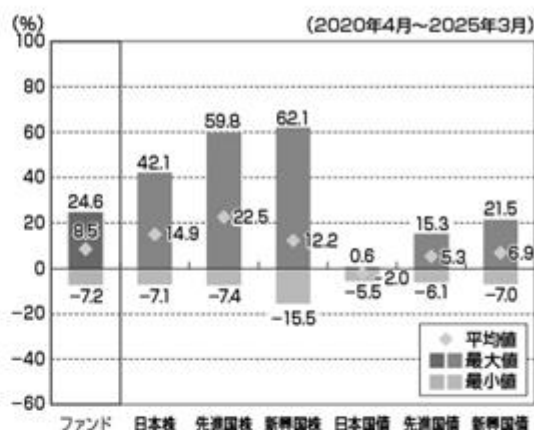
ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

①ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



②ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*①のグラフは年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②のグラフは2020年4月から2025年3月までの5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証または販売されるものではなく、本商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFR」という。）が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利はNFRに帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

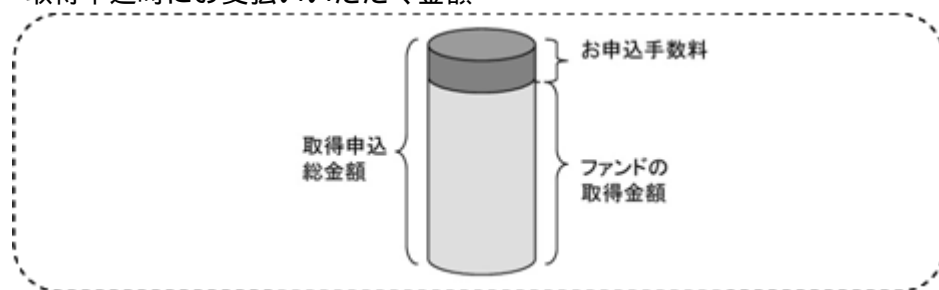
（１）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限 （本書作成日現在）	役務の内容
3.3%（税抜3.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。申込手数料については、販売会社によって異なりますので、販売会社または委託会社にお問合せください。

< 取得申込時にお支払いいただく金額 >



（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.1%（税抜1.0%）以内¹を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

1 2025年3月末日現在：年率0.95%（税抜）

〔信託報酬の配分〕

支払先	料率（年率）	役務の内容
委託会社	0.20%（税抜）以内 ²	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.75%（税抜）以内 ³	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.05%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

2 2025年3月末日現在：年率0.20%（税抜）

3 2025年3月末日現在：年率0.70%（税抜）

委託会社は、受託会社の同意のうえ、上記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

なお、ファンドは、主として投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。上記信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託証券ごとに信託報酬がかかります。組入投資信託証券とその信託報酬は下記の通りです。

ファンドが投資対象とする 投資信託証券の名称	信託報酬
TCWファンズ-TCWハイ・イールド・ボンド・ファンド（XJシェアクラス）	年率0.70% 〔内訳〕運用報酬：年率0.55%、 管理報酬：年率0.15%
Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド（毎月分配クラス）	年率0.65% 〔内訳〕運用会社：年率0.50%、その他管理事務：年率0.15%

したがって、当該当該信託報酬を考慮した場合のファンドの実質的な負担の上限は、年率1.8%（税込）となります。

ファンドの信託約款に定める信託報酬上限年率1.1%（税込）に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.70%）を加算しております。ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

（４）【その他の手数料等】

資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

信託事務等の諸費用

- 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- 2) 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、信託契約締結日から6ヵ月毎の計算期末の翌営業日までに、または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券において、ルクセンブルクの年次税（年率0.01%）、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を現地投資信託証券が負担します。

- * その他の手数料等の合計額については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。
- * ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、2025年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。また、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が以下の内容と異なる場合があります。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。なお、原則として、申告分離課税 または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税 が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

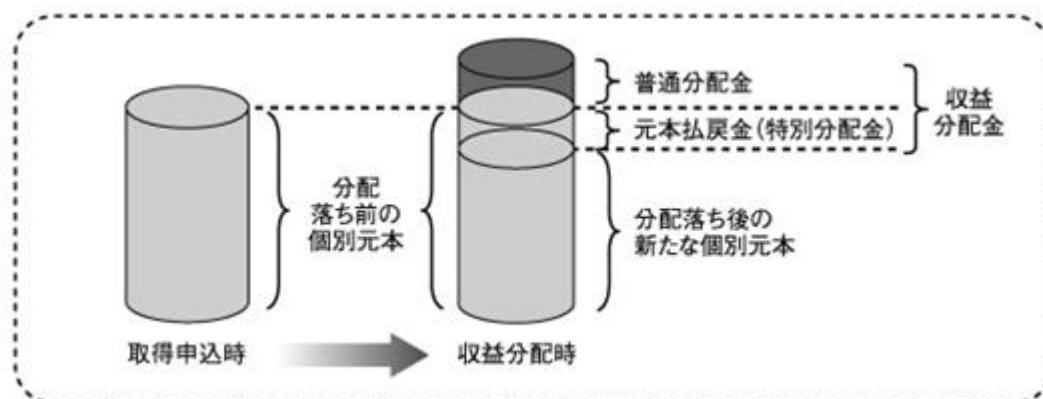
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の個別元本となります。

「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

(参考情報)ファンドの総経費率

(対象期間:2024年9月13日～2025年3月12日)

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.77%	1.04%	0.73%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用には、投資先ファンドの費用が含まれます。なお、投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2025年3月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

2025年3月末日現在

信託財産の構成

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	3,427,580,144	97.55
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	85,785,845	2.44
合計(純資産総額)		3,513,365,989	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2025年3月末日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (％)
1	ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド 毎月分配クラス	938,200	1,841.22	1,727,440,860	1,837.98	1,724,399,591	49.08
2	ルクセンブルク	投資証券	TCWファンズ-TCWハイ・イールド・ボンド・ファンド(XJシェアクラス)	19,244,978	87.01	1,674,625,535	88.5	1,703,180,553	48.47

（注１）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

（注２）2025年3月10日付で「TCWファンズ-TCW ハイ・イールド・サステナブル・ボンド・ファンド(XJ シェアクラス)」は「TCWファンズ-TCWハイ・イールド・ボンド・ファンド(XJシェアクラス)」に名称変更されました。

種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率（％）
投資証券	外国	97.55
合計		97.55

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年3月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第23特定期間末（2015年 9月14日）	10,392,053,523	10,458,520,613	0.5472	0.5507
第24特定期間末（2016年 3月14日）	8,373,723,706	8,434,298,461	0.4838	0.4873
第25特定期間末（2016年 9月12日）	7,304,901,078	7,337,812,130	0.4439	0.4459
第26特定期間末（2017年 3月13日）	7,034,281,705	7,063,589,017	0.4800	0.4820
第27特定期間末（2017年 9月12日）	6,522,373,849	6,549,248,266	0.4854	0.4874
第28特定期間末（2018年 3月12日）	5,837,087,111	5,861,882,654	0.4708	0.4728
第29特定期間末（2018年 9月12日）	5,492,360,726	5,515,967,604	0.4653	0.4673
第30特定期間末（2019年 3月12日）	5,098,900,132	5,121,430,323	0.4526	0.4546
第31特定期間末（2019年 9月12日）	4,757,972,629	4,779,527,951	0.4415	0.4435
第32特定期間末（2020年 3月12日）	4,237,505,643	4,258,217,554	0.4092	0.4112
第33特定期間末（2020年 9月14日）	4,420,508,929	4,440,640,614	0.4392	0.4412
第34特定期間末（2021年 3月12日）	4,377,822,123	4,396,974,551	0.4572	0.4592
第35特定期間末（2021年 9月13日）	4,177,931,291	4,196,178,185	0.4579	0.4599
第36特定期間末（2022年 3月14日）	3,732,980,890	3,750,454,836	0.4273	0.4293
第37特定期間末（2022年 9月12日）	3,815,428,865	3,832,351,067	0.4509	0.4529
第38特定期間末（2023年 3月13日）	3,543,796,498	3,560,334,099	0.4286	0.4306
第39特定期間末（2023年 9月12日）	3,706,465,224	3,722,447,771	0.4638	0.4658
第40特定期間末（2024年 3月12日）	3,762,764,306	3,778,244,282	0.4861	0.4881
第41特定期間末（2024年 9月12日）	3,487,245,770	3,501,877,531	0.4767	0.4787
第42特定期間末（2025年 3月12日）	3,493,174,774	3,507,430,324	0.4901	0.4921
2024年 3月末日	3,841,756,475	—	0.4977	—
4月末日	3,909,139,111	—	0.5083	—
5月末日	3,879,552,255	—	0.5121	—
6月末日	3,930,919,036	—	0.5230	—
7月末日	3,725,305,230	—	0.5063	—
8月末日	3,580,851,199	—	0.4890	—
9月末日	3,543,830,153	—	0.4861	—
10月末日	3,713,266,077	—	0.5116	—
11月末日	3,596,609,050	—	0.4969	—
12月末日	3,707,877,141	—	0.5145	—
2025年 1月末日	3,605,468,435	—	0.5031	—
2月末日	3,513,855,880	—	0.4905	—
3月末日	3,513,365,989	—	0.4942	—

（注）純資産総額（分配付）及び1口当たり純資産額（分配付）は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

【分配の推移】

	期間	1口当たり分配金（円）
第23特定期間	2015年 3月13日～2015年 9月14日	0.0210
第24特定期間	2015年 9月15日～2016年 3月14日	0.0210
第25特定期間	2016年 3月15日～2016年 9月12日	0.0195
第26特定期間	2016年 9月13日～2017年 3月13日	0.0120
第27特定期間	2017年 3月14日～2017年 9月12日	0.0120
第28特定期間	2017年 9月13日～2018年 3月12日	0.0120
第29特定期間	2018年 3月13日～2018年 9月12日	0.0120
第30特定期間	2018年 9月13日～2019年 3月12日	0.0120
第31特定期間	2019年 3月13日～2019年 9月12日	0.0120
第32特定期間	2019年 9月13日～2020年 3月12日	0.0120
第33特定期間	2020年 3月13日～2020年 9月14日	0.0120
第34特定期間	2020年 9月15日～2021年 3月12日	0.0120
第35特定期間	2021年 3月13日～2021年 9月13日	0.0120
第36特定期間	2021年 9月14日～2022年 3月14日	0.0120
第37特定期間	2022年 3月15日～2022年 9月12日	0.0120
第38特定期間	2022年 9月13日～2023年 3月13日	0.0120
第39特定期間	2023年 3月14日～2023年 9月12日	0.0120
第40特定期間	2023年 9月13日～2024年 3月12日	0.0120
第41特定期間	2024年 3月13日～2024年 9月12日	0.0120
第42特定期間	2024年 9月13日～2025年 3月12日	0.0120

（注）1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

【収益率の推移】

	期間	収益率（％）
第23特定期間	2015年 3月13日～2015年 9月14日	0.9
第24特定期間	2015年 9月15日～2016年 3月14日	7.7
第25特定期間	2016年 3月15日～2016年 9月12日	4.2
第26特定期間	2016年 9月13日～2017年 3月13日	10.8
第27特定期間	2017年 3月14日～2017年 9月12日	3.6
第28特定期間	2017年 9月13日～2018年 3月12日	0.5
第29特定期間	2018年 3月13日～2018年 9月12日	1.4
第30特定期間	2018年 9月13日～2019年 3月12日	0.2
第31特定期間	2019年 3月13日～2019年 9月12日	0.2
第32特定期間	2019年 9月13日～2020年 3月12日	4.6
第33特定期間	2020年 3月13日～2020年 9月14日	10.3
第34特定期間	2020年 9月15日～2021年 3月12日	6.8
第35特定期間	2021年 3月13日～2021年 9月13日	2.8
第36特定期間	2021年 9月14日～2022年 3月14日	4.1
第37特定期間	2022年 3月15日～2022年 9月12日	8.3
第38特定期間	2022年 9月13日～2023年 3月13日	2.3
第39特定期間	2023年 3月14日～2023年 9月12日	11.0
第40特定期間	2023年 9月13日～2024年 3月12日	7.4
第41特定期間	2024年 3月13日～2024年 9月12日	0.5
第42特定期間	2024年 9月13日～2025年 3月12日	5.3

（注１）収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

（注２）収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第23特定期間	2015年 3月13日～2015年 9月14日	117,138,922	2,045,377,602	18,990,597,419
第24特定期間	2015年 9月15日～2016年 3月14日	124,555,081	1,808,079,468	17,307,073,032
第25特定期間	2016年 3月15日～2016年 9月12日	133,512,682	985,059,526	16,455,526,188
第26特定期間	2016年 9月13日～2017年 3月13日	71,994,886	1,873,865,032	14,653,656,042
第27特定期間	2017年 3月14日～2017年 9月12日	54,290,753	1,270,737,927	13,437,208,868
第28特定期間	2017年 9月13日～2018年 3月12日	52,014,402	1,091,451,672	12,397,771,598
第29特定期間	2018年 3月13日～2018年 9月12日	57,671,131	652,003,663	11,803,439,066
第30特定期間	2018年 9月13日～2019年 3月12日	56,046,557	594,389,863	11,265,095,760
第31特定期間	2019年 3月13日～2019年 9月12日	70,059,711	557,494,014	10,777,661,457
第32特定期間	2019年 9月13日～2020年 3月12日	51,853,174	473,558,873	10,355,955,758
第33特定期間	2020年 3月13日～2020年 9月14日	63,474,151	353,586,938	10,065,842,971
第34特定期間	2020年 9月15日～2021年 3月12日	60,541,306	550,169,988	9,576,214,289
第35特定期間	2021年 3月13日～2021年 9月13日	49,124,166	501,891,441	9,123,447,014
第36特定期間	2021年 9月14日～2022年 3月14日	50,978,021	437,451,704	8,736,973,331
第37特定期間	2022年 3月15日～2022年 9月12日	58,221,580	334,093,608	8,461,101,303
第38特定期間	2022年 9月13日～2023年 3月13日	53,406,110	245,706,450	8,268,800,963
第39特定期間	2023年 3月14日～2023年 9月12日	50,490,713	328,017,931	7,991,273,745
第40特定期間	2023年 9月13日～2024年 3月12日	43,947,728	295,233,256	7,739,988,217
第41特定期間	2024年 3月13日～2024年 9月12日	50,105,270	474,212,924	7,315,880,563
第42特定期間	2024年 9月13日～2025年 3月12日	41,014,876	229,120,015	7,127,775,424

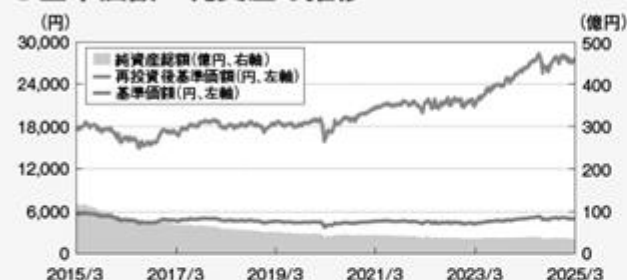
（注）全て本邦内におけるものです。

（参考情報）

運用実績

2025年3月末日現在

○基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額 4,942円 純資産総額 35.1億円

○分配の推移

決算日	分配金
247期(2024年11月12日)	20円
248期(2024年12月12日)	20円
249期(2025年1月14日)	20円
250期(2025年2月12日)	20円
251期(2025年3月12日)	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	10,501円

*分配金は1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

○主要な資産の状況

◆資産配分

内 訳	比 率 (%)
TCWファンズ・TCWハイ・イールド・ボンド・ファンド	48.48
Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド	49.08
現金等	2.44
合計	100.00

*比率は純資産総額に対する割合です。
*四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。
*現金等には未払諸費用等を含みます。

◆ファンドの概要

平均格付	B+
平均最終利回り(%)	6.02
平均直接利回り(%)	5.41
修正デュレーション(年)	3.00
組入全銘柄数	426

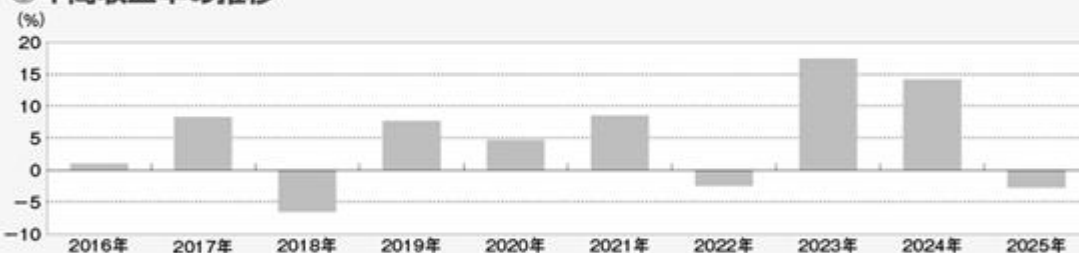
*平均格付とは、ファンドが実質的に保有している有価証券の信用格付を加重平均したものであり、ファンドの信用格付ではありません。

◆組入ファンドの上位5銘柄

TCWファンズ・TCWハイ・イールド・ボンド・ファンド				Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンド			
銘柄	クーポン(%)	比率(%) ^{*1}		銘柄	クーポン(%)	比率(%) ^{*2}	
1 CENTENE CORP	4.250	3.27		1 AMUNDI EURO LIQUIDITY SELECT・Z (C) ^{*3}	—	3.82	
2 TENET HEALTHCARE CORP	5.125	2.23		2 AM EURO LIQUIDITY S-T RESP・Z (C) ^{*3}	—	1.48	
3 FORD MOTOR CREDIT CO LLC	5.125	2.04		3 EDF VAR PERP EMTN	7.500	1.19	
4 GRAPHIC PACKAGING INTERN	3.500	1.67		4 FIBCOF 7.875% 07/28	7.875	1.16	
5 CSC HOLDINGS LLC	6.500	1.64		5 ILDFP 6.875% 04/31 REGS	6.875	1.15	

*1 比率は、TCWファンズ・TCWハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産総額に対する割合です。
*2 比率は、Amundi Funds ユーロ・ハイ・イールド・ボンドの純資産総額に対する割合です。
*3 投資信託証券です。

○年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
*ファンドにはベンチマークはありません。
*2025年は年初から3月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込（販売）の手続等

ファンドの取得申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で扱わない場合があります。なお、販売会社については委託会社にお問合せください。委託会社の照会先は下記の通りです。



(2) 申込手続きと申込価額

原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。これを過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。ファンドの取得申込者は、取得申込総金額を販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社に支払うものとします。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。

ただし、取得申込受付日が申込受付不可日 にあたる場合にはお申込みできません。

ユーロネクストの休業日ならびにフランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日およびニューヨーク証券取引所の休業日あるいはニューヨークの銀行休業日のいずれかに該当する場合は指します。

申込価額は、申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社により毎営業日計算され、販売会社または委託会社（前記「1 申込（販売）手続等（1）」をご参照ください）に問合わせるにより知ることができます。

取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料になります。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得の申込受付を中止することおよび取得の申込受付を取消することができます。

(3) 申込単位

1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合わせください。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1) 途中換金 の受付

途中換金とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(2) 途中換金取扱期間と換金価額

- (a) 原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに解約請求が行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。これを過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合わせください。
- (b) 途中換金の実行の請求日が、申込受付不可日にあたる場合においては、委託会社は途中換金の実行の請求を受付けないものとします。
- (c) 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- (d) 換金代金は、換金請求受付日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

(3) 換金単位

販売会社が定める単位とします。
詳しくは、販売会社にお問合わせください。

(4) 換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、販売会社または委託会社（前記「1 申込（販売）手続等（1）」をご参照ください）に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されます。

(5) 途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、途中換金の実行の請求の受付を中止することおよび途中換金の実行の請求の受付を取消すことができます。
- (b) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、途中換金中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

(6) 換金制限

委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。

(7) 受益権の買取

買取のお取扱いについては、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合わせください。

(8) 買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合わせください。

(9) 買取請求の受付を中止する特別な場合

販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買取を中止すること、および既に受付けた受益権の買取を取消すことができます。

* 買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合わせください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の

口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

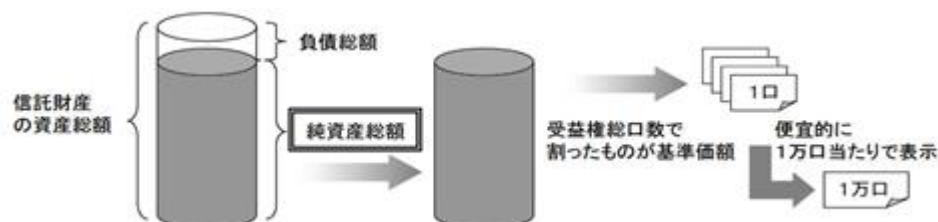
１）基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、

計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。



２）基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。

なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は後記の通りです。



（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は2004年3月19日から無期限とします。ただし、後記「（５）その他 １）信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

（４）【計算期間】

- この信託の計算期間は、毎月13日から翌月12日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2004年5月12日までとします。
- 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

１）信託の終了

(a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ・ 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ・ 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
- ・ やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記にしたがい繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

イ) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

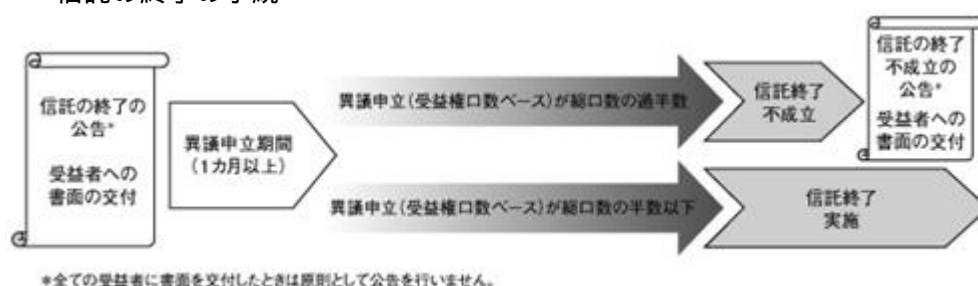
ロ) 前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

ハ) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

ニ) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ホ) 前記ロ) からニ) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ロ) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

< 信託の終了の手続 >



- (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「２）信託約款の変更」の(c)の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

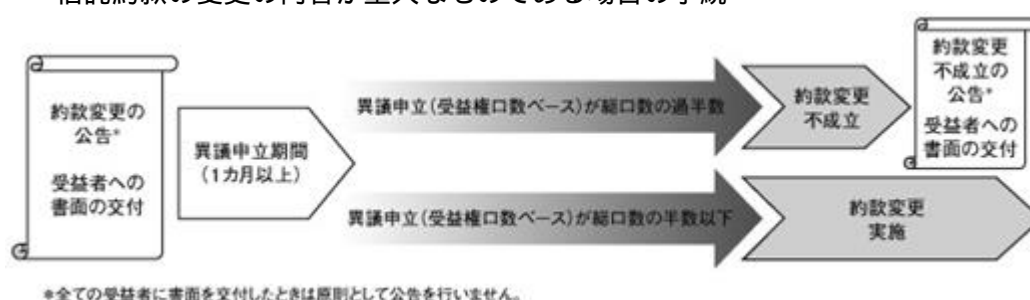
２）信託約款の変更

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨お

よびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- (b) 前記(a)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (c) 前記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記の信託約款の変更をしません。
- (d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(d)までの規定にしたがいます。

< 信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続 >



3) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、3月と9月の計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 050-4561-2500
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <https://www.amundi.co.jp>

6) 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することが出来ます。

7) ファンドが使用する愛称について

ファンドは愛称として、「リソナ ペア・ハイ インカム」もしくは「デュアル・ハイ・インカム」という名称を用いることがあり、販売会社によって異なる愛称を用いることがあります。

8) その他

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
 - 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。
- * 買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第42特定期間(2024年9月13日から2025年3月12日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第41特定期間末 (2024年 9月12日)	第42特定期間末 (2025年 3月12日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	126,095,793	138,885,803
投資証券	3,380,717,019	3,378,682,521
未収利息	380	1,331
流動資産合計	3,506,813,192	3,517,569,655
資産合計	3,506,813,192	3,517,569,655
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,631,761	14,255,550
未払解約金	1,658,841	7,116,043
未払受託者報酬	161,900	149,230
未払委託者報酬	2,914,217	2,686,107
その他未払費用	200,703	187,951
流動負債合計	19,567,422	24,394,881
負債合計	19,567,422	24,394,881
純資産の部		
元本等		
元本	7,315,880,563	7,127,775,424
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	3,828,634,793	3,634,600,650
(分配準備積立金)	2,630,505,358	2,691,251,839
元本等合計	3,487,245,770	3,493,174,774
純資産合計	3,487,245,770	3,493,174,774
負債純資産合計	3,506,813,192	3,517,569,655

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第41特定期間 自 2024年 3月13日 至 2024年 9月12日	第42特定期間 自 2024年 9月13日 至 2025年 3月12日
営業収益		
受取配当金	255,051,445	246,863,008
受取利息	15,885	90,080
有価証券売買等損益	173,972,997	86,392,649
為替差損益	29,494,479	45,018,877
営業収益合計	51,599,854	205,579,316
営業費用		
支払利息	1,734	-
受託者報酬	1,054,455	987,430
委託者報酬	18,980,195	17,773,680
その他費用	202,896	187,951
営業費用合計	20,239,280	18,949,061
営業利益又は営業損失（ ）	31,360,574	186,630,255
経常利益又は経常損失（ ）	31,360,574	186,630,255
当期純利益又は当期純損失（ ）	31,360,574	186,630,255
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	160,820	925,537
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	3,977,223,911	3,828,634,793
剰余金増加額又は欠損金減少額	232,292,633	115,363,020
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	232,292,633	115,363,020
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,781,785	20,597,427
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,781,785	20,597,427
分配金	90,121,484	86,436,168
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	3,828,634,793	3,634,600,650

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

第41特定期間末（2024年 9月12日）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

第42特定期間末（2025年 3月12日）

当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		第41特定期間末 （2024年 9月12日）	第42特定期間末 （2025年 3月12日）
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	7,739,988,217円	7,315,880,563円
	期中追加設定元本額	50,105,270円	41,014,876円
	期中一部解約元本額	474,212,924円	229,120,015円
2.	特定期間末日における受益権の総数	7,315,880,563口	7,127,775,424口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	3,828,634,793円	3,634,600,650円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第41特定期間 自 2024年 3月13日 至 2024年 9月12日	第42特定期間 自 2024年 9月13日 至 2025年 3月12日
分配金の計算過程 （2024年 3月13日から2024年 4月12日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額2,910,879,561円（1万口当たり3,780円）のうち15,399,996円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 41,045,266円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 239,719,920円 D 分配準備積立金額 2,630,114,375円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 2,910,879,561円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 7,699,998,323口 G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 3,780円 H 1万口当たり分配金額 20円 I 分配金額 (F × H / 10,000) 15,399,996円 （2024年 4月13日から2024年 5月13日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額2,933,342,625円（1万口当たり3,814円）のうち15,378,536円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 41,897,275円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 241,655,671円 D 分配準備積立金額 2,649,789,679円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 2,933,342,625円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 7,689,268,041口 G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 3,814円 H 1万口当たり分配金額 20円 I 分配金額 (F × H / 10,000) 15,378,536円 （2024年 5月14日から2024年 6月12日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額2,904,884,434円（1万口当たり3,847円）のうち15,100,755円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 39,625,687円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 239,677,479円 D 分配準備積立金額 2,625,581,268円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 2,904,884,434円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 7,550,377,756口 G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 3,847円 H 1万口当たり分配金額 20円 I 分配金額 (F × H / 10,000) 15,100,755円 （2024年 6月13日から2024年 7月12日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額2,904,199,073円（1万口当たり3,883円）のうち14,954,859円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 42,300,475円	分配金の計算過程 （2024年 9月13日から2024年10月15日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額2,899,041,219円（1万口当たり3,983円）のうち14,555,347円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 41,154,493円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 243,861,752円 D 分配準備積立金額 2,614,024,974円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 2,899,041,219円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 7,277,673,856口 G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 3,983円 H 1万口当たり分配金額 20円 I 分配金額 (F × H / 10,000) 14,555,347円 （2024年10月16日から2024年11月12日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額2,910,576,986円（1万口当たり4,018円）のうち14,484,584円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 40,110,184円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 245,303,963円 D 分配準備積立金額 2,625,162,839円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 2,910,576,986円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 7,242,292,444口 G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 4,018円 H 1万口当たり分配金額 20円 I 分配金額 (F × H / 10,000) 14,484,584円 （2024年11月13日から2024年12月12日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額2,926,521,311円（1万口当たり4,052円）のうち14,444,368円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 38,468,142円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 247,019,316円 D 分配準備積立金額 2,641,033,853円 E 当ファンドの分配対象収益額 (A+B+C+D) 2,926,521,311円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 7,222,184,480口 G 1万口当たり分配対象収益額 (E / F × 10,000) 4,052円 H 1万口当たり分配金額 20円 I 分配金額 (F × H / 10,000) 14,444,368円 （2024年12月13日から2025年 1月14日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額2,935,639,359円（1万口当たり4,085円）のうち14,371,268円（1万口当たり20円）を分配金額としております。 A 費用控除後の配当等収益額 38,298,612円

B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	241,675,467円	C	収益調整金額	248,192,932円
D	分配準備積立金額	2,620,223,131円	D	分配準備積立金額	2,649,147,815円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	2,904,199,073円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	2,935,639,359円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	7,477,429,657口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	7,185,634,299口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	3,883円	G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	4,085円
H	1万口当たり分配金額	20円	H	1万口当たり分配金額	20円
I	分配金額（F × H / 10,000）（2024年 7月13日から2024年 8月13日までの計算期間）	14,954,859円	I	分配金額（F × H / 10,000）（2025年 1月15日から2025年 2月12日までの計算期間）	14,371,268円
	計算期間末における分配対象収益額2,869,070,274円（1万口当たり3,915円）のうち14,655,577円（1万口当たり20円）を分配金額としております。			計算期間末における分配対象収益額2,948,131,512円（1万口当たり4,116円）のうち14,325,051円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	
A	費用控除後の配当等収益額	37,642,404円	A	費用控除後の配当等収益額	36,257,935円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	239,991,525円	C	収益調整金額	249,747,165円
D	分配準備積立金額	2,591,436,345円	D	分配準備積立金額	2,662,126,412円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	2,869,070,274円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	2,948,131,512円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	7,327,788,887口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	7,162,525,639口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	3,915円	G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	4,116円
H	1万口当たり分配金額	20円	H	1万口当たり分配金額	20円
I	分配金額（F × H / 10,000）（2024年 8月14日から2024年 9月12日までの計算期間）	14,655,577円	I	分配金額（F × H / 10,000）（2025年 2月13日から2025年 3月12日までの計算期間）	14,325,051円
	計算期間末における分配対象収益額2,887,516,270円（1万口当たり3,946円）のうち14,631,761円（1万口当たり20円）を分配金額としております。			計算期間末における分配対象収益額2,956,486,795円（1万口当たり4,147円）のうち14,255,550円（1万口当たり20円）を分配金額としております。	
A	費用控除後の配当等収益額	37,734,999円	A	費用控除後の配当等収益額	36,914,052円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	242,379,151円	C	収益調整金額	250,979,406円
D	分配準備積立金額	2,607,402,120円	D	分配準備積立金額	2,668,593,337円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	2,887,516,270円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	2,956,486,795円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	7,315,880,563口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	7,127,775,424口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	3,946円	G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	4,147円
H	1万口当たり分配金額	20円	H	1万口当たり分配金額	20円
I	分配金額（F × H / 10,000）	14,631,761円	I	分配金額（F × H / 10,000）	14,255,550円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第41特定期間 自 2024年 3月13日 至 2024年 9月12日	第42特定期間 自 2024年 9月13日 至 2025年 3月12日
1.金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その内容は、貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、金利変動リスク、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

.金融商品の時価等に関する事項

項目	第41特定期間末 (2024年 9月12日)	第42特定期間末 (2025年 3月12日)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第41特定期間末 (2024年 9月12日)	第42特定期間末 (2025年 3月12日)
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資証券	70,616,724	103,596,857
合計	70,616,724	103,596,857

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第41特定期間 自 2024年 3月13日 至 2024年 9月12日	第42特定期間 自 2024年 9月13日 至 2025年 3月12日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

第41特定期間末 (2024年 9月12日)	第42特定期間末 (2025年 3月12日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4767円 (4,767円)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4901円 (4,901円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	円	TCWファンズ-TCWハイ・イールド・ボ ンド・ファンド（XJシェアクラス）	19,044,978	1,657,103,535	
		小計 銘柄数：1	19,044,978	1,657,103,535	
		組入時価比率：47.4%		49.0%	
	ユーロ	Amundi Funds ユーロ・ハイ・イール ド・ボンド 毎月分配クラス	938,200	10,657,952.00	
		小計 銘柄数：1	938,200	10,657,952.00	
		組入時価比率：49.3%		(1,721,578,986) 51.0%	
合計				3,378,682,521 (1,721,578,986)	

（注）2025年3月10日付で「TCWファンズ-TCW ハイ・イールド・サステナブル・ボンド・ファンド（XJ シェアクラス）」は「TCWファンズ-TCWハイ・イールド・ボンド・ファンド（XJシェアクラス）」に名称変更されました。

（有価証券明細表注記）

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 比率は、左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年3月末日現在

資産総額	3,515,970,593円
負債総額	2,604,604円
純資産総額（ - ）	3,513,365,989円
発行済口数	7,109,122,805口
1口当たり純資産額（ / ）	0.4942円
（1万口当たり純資産額）	（4,942円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡制限の内容

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書作成日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年における主な資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定は、アムンディ・アセットマネジメント（パリ）のグローバル・インベストメント・コミッティーの投資方針、以下の各委員会の決定・フィードバックおよび、運用本部所属の各部における運用戦略会議に基づき行われ、リード・ポートフォリオ・マネジャーの責任のもと、定められたプロセスに則りポートフォリオの見直し、個別銘柄の選択および売買に関する指図が行われます。



投資政策委員会

運用に関する最高意思決定機関として、当社が投資一任または投資信託業務において提供する投資戦略を対象に、その投資プロセスやリスク管理等の妥当性、並びに既存の投資戦略において発生する重大な変更に関し、討議、承認を行います。

リスク委員会

運用方針・ガイドライン等の順守状況の確認、パフォーマンス評価およびフィードバックを行います。

インベストメント・レビュー委員会

1) 当社がファンドまたはアカウントを通じて提供する戦略の運用実績及び投資環境、2) 当社が運用を外部に委託したファンドのパフォーマンス状況等、について運用各部より報告を受けるとともに精査を行います。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

営業の概況

委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純資産（百万円）
単位型株式投資信託	12	28,881
追加型株式投資信託	111	2,768,236
合 計	123	2,797,117

（2025年3月末日現在）

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 43 期 (2023年 12月 31日)		第 44 期 (2024年 12月 31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		9,546,932		9,520,265
前払費用		60,747		69,841
未収入金		29,370		27,990
未収委託者報酬		1,961,693		2,163,372
未収運用受託報酬		1,117,470		1,144,282
未収投資助言報酬		7,182		10,412
未収収益	*1	982,786	*1	869,812
立替金		46,947		46,607
その他		1,425		2,290
流動資産合計		13,754,555		13,854,875
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	439,217	*2	407,033
車両運搬具(純額)		-	*2	271
器具備品(純額)	*2	147,366	*2	118,777
有形固定資産合計		586,583		526,083
無形固定資産				
ソフトウェア		22,005		31,324
ソフトウェア仮勘定		17,463		-
のれん		433,170		379,024
無形固定資産合計		472,639		410,349
投資その他の資産				
金銭の信託		940		1,108,127
投資有価証券		1,086		2,509
長期差入保証金		233,497		234,153
繰延税金資産		271,850		262,423
投資その他の資産合計		507,374		1,607,214
固定資産合計		1,566,598		2,543,647
資産合計		15,321,153		16,398,522

(単位：千円)

	第 43 期 (2023年 12月 31日)	第 44 期 (2024年 12月 31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	191,778	158,562
未払償還金	686	686
未払手数料	797,813	919,674
その他未払金	332,128	397,911
未払費用	226,016	247,760
未払法人税等	629,616	686,360
未払消費税等	187,657	291,355
賞与引当金	695,744	636,328
役員賞与引当金	135,057	113,497
流動負債合計	3,196,499	3,452,137
固定負債		
退職給付引当金	82,040	28,890
賞与引当金	38,182	36,472
役員賞与引当金	102,113	96,257
資産除去債務	147,505	148,631
固定負債合計	369,842	310,252
負債合計	3,566,341	3,762,390
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	-	-
資本剰余金合計	1,076,268	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	110,092	110,092
その他利益剰余金	9,368,501	10,233,274
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	7,768,501	8,633,274
利益剰余金合計	9,478,594	10,343,367
株主資本合計	11,754,862	12,619,635
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	50	16,496
評価・換算差額等合計	50	16,496
純資産合計	11,754,811	12,636,132
負債純資産合計	15,321,153	16,398,522

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第 43 期 (自2023年 1月 1日 至2023年 12月 31日)	第 44 期 (自2024年 1月 1日 至2024年 12月 31日)
営業収益		
委託者報酬	7,179,471	10,275,770
運用受託報酬	2,924,832	3,861,458
投資助言報酬	20,845	28,476
その他営業収益	1,816,212	1,901,290
営業収益合計	11,941,362	16,066,995
営業費用		
支払手数料	3,968,976	5,390,360
広告宣伝費	39,431	50,650
調査費	768,412	907,754
委託調査費	565,189	2,084,794
委託計算費	17,347	16,946
通信費	17,751	11,585
印刷費	49,465	53,204
協会費	18,395	19,389
営業費用合計	5,444,970	8,534,686
一般管理費		
役員報酬	172,049	82,497
給料・手当	2,159,125	2,222,844
賞与	2,721	1,281
役員賞与	35,607	23,283
役員退職金	3,166	-
交際費	12,602	10,999
旅費交通費	61,286	62,098
租税公課	89,355	97,107
不動産賃借料	165,237	162,590
賞与引当金繰入	667,679	500,817
役員賞与引当金繰入	147,108	64,957
退職給付費用	108,439	111,360
固定資産減価償却費	75,980	75,904
商標権償却	10	-
のれん償却	54,146	54,146
福利厚生費	304,643	311,861
諸経費	351,495	357,236
一般管理費合計	4,410,656	4,138,987
営業利益	2,085,735	3,393,321
営業外収益		
役員賞与引当金戻入額	83,027	-
賞与引当金戻入額	36,929	-
退職給付引当金戻入額	-	16,854
受取利息	4	9
為替差益	88,564	42,124
雑収入	4,735	836
営業外収益合計	213,261	59,824
営業外費用		
有価証券売却損	-	73,011
雑損失	505	1,722
営業外費用合計	505	74,734
経常利益	2,298,491	3,378,411
税引前当期純利益	2,298,491	3,378,411
法人税、住民税及び事業税	752,388	1,011,514
法人税等調整額	54,273	2,123
法人税等合計	698,115	1,013,638
当期純利益	1,600,376	2,364,773

（３）【株主資本等変動計算書】

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,092	1,600,000	6,788,124	8,498,217	10,774,485
当期変動額					
剰余金の配当			620,000	620,000	620,000
当期純利益			1,600,376	1,600,376	1,600,376
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			980,376	980,376	980,376
当期末残高	110,092	1,600,000	7,768,501	9,478,594	11,754,862

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	76	76	10,774,409
当期変動額			
剰余金の配当			620,000
当期純利益			1,600,376
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	25	25	25
当期変動額合計	25	25	980,402
当期末残高	50	50	11,754,811

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	-	1,076,268

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,092	1,600,000	7,768,501	9,478,594	11,754,862
当期変動額					
剰余金の配当			1,500,000	1,500,000	1,500,000
当期純利益			2,364,773	2,364,773	2,364,773
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計			864,773	864,773	864,773
当期末残高	110,092	1,600,000	8,633,274	10,343,367	12,619,635

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	50	50	11,754,811
当期変動額			
剰余金の配当			1,500,000
当期純利益			2,364,773
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	16,547	16,547	16,547
当期変動額合計	16,547	16,547	881,320
当期末残高	16,496	16,496	12,636,132

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2．金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定額法により償却しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～18年
車両運搬具	4年
器具備品	2年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

のれんについては合理的に算定した償却期間(10年)に基づく定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

(1)退職給付引当金

役員と従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(2)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客への投資運用業に関するサービスから生じる委託者報酬、運用受託報酬及びその他収益等により収益を獲得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 運用報酬

委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき委託者報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、日々の純資産価額を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

運用受託報酬

対象顧客との投資一任契約に基づき運用受託報酬を獲得しており、当該報酬は運用期間にわたり日々履行義務が充足されるため、各契約書に記載された対象資産を基礎として報酬率を乗じて算定しております。

その他営業収益

関係会社に提供するサービスから収益を獲得しており、当該報酬は関係会社にサービス等を提供する期間にわたり日々履行義務が充足されるため、契約に定められた算式に基づき月次で算定しております。

(2) 成功報酬

成功報酬は、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含めております。確定した報酬は、履行義務充足時点から短期間で支払いを受けます。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会） 等

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産および負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（貸借対照表関係）

第43期（2023年12月31日）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

未収収益 782,558 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物 48,570 千円

器具備品 123,877 千円

第44期（2024年12月31日）

*1区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

未収収益 624,335 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物 80,754 千円

車両運搬具 46 千円

器具備品 135,223 千円

（損益計算書関係）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年3月27日 定時株主総会	普通株式	620,000	258円33銭	2022年12月31日	2023年3月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,500,000	利益剰余金	625円00銭	2023年12月31日	2024年3月29日

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月29日 定時株主総会	普通株式	1,500,000	625円00銭	2023年12月31日	2024年3月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものを決議することを予定しております。

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月31日 定時株主総会	普通株式	1,200,000	利益剰余金	500円00銭	2024年12月31日	2025年3月31日

(リース取引関係)

< 借主側 >

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第43期 (2023年12月31日)	第44期 (2024年12月31日)
1年内	199,590 千円	198,333 千円
1年超	314,028 千円	115,694 千円
合計	513,618 千円	314,028 千円

(金融商品関係)

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。未払手数料、未払費用、その他未払金及び未払法人税等は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理体制に関する規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シード・マネー規則」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資規則」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第43期（2023年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	233,497	225,234	8,263
資産計	233,497	225,234	8,263

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収運用受託報酬

未収収益

未払手数料

未払費用

未払法人税等

第44期（2024年12月31日）

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
金銭の信託	1,108,127	1,108,127	-
長期差入保証金	234,153	223,047	11,106
資産計	1,342,281	1,331,174	11,106

（注）以下の金融商品については、現金であること、及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

現金・預金

未収委託者報酬

未収運用受託報酬

未収収益

未払手数料

未払費用

その他未払金

未払法人税等

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第43期（2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（2024年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	1,108,127	-	1,108,127
資産計	-	1,108,127	-	1,108,127

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第43期（2023年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	225,234	-	225,234
資産計	-	225,234	-	225,234

第44期（2024年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	223,047	-	223,047
資産計	-	223,047	-	223,047

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

長期差入保証金は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第43期(2023年12月31日)

該当事項はありません。

第44期(2024年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

第43期(2023年12月31日)

該当事項はありません。

第44期(2024年12月31日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券

第43期(2023年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	2,100	2,026	73
	小計	2,100	2,026	73
合計		2,100	2,026	73

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第44期(2024年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	1,086,860	1,110,637	23,777
	小計	1,086,860	1,110,637	23,777
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,086,860	1,110,637	23,777

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4．事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

5．事業年度中に売却したその他有価証券

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	377,537	36,537	109,507
投資信託	1,058	-	41

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	131,781	82,040
退職給付費用	71,059	73,760
退職給付の支払額	14,145	-
制度への拠出額	106,654	126,910
退職給付引当金の期末残高	82,040	28,890

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第43期 (2023年12月31日)	第44期 (2024年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	826,161	912,117
年金資産	758,709	884,966
	67,451	27,150
非積立型制度の退職給付債務	14,589	1,740
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	82,040	28,890
退職給付に係る負債	82,040	28,890
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	82,040	28,890

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 71,059千円 当事業年度 73,760千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度37,380千円、当事業年度37,600千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第43期 (2023年12月31日)	第44期 (2024年12月31日)
繰延税金資産		
前受収益償却額	18,984 千円	11,635 千円
未払費用否認額	55,274 千円	65,489 千円
繰延資産償却額	4,458 千円	4,457 千円
未払事業税	34,321 千円	37,854 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	224,728 千円	206,011 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	22,347 千円	203 千円
減価償却資産	127 千円	78 千円
資産除去債務	45,166 千円	45,511 千円
その他有価証券評価差額金	22 千円	- 千円
未払事業所税	2,745 千円	2,659 千円
その他	587 千円	- 千円
繰延税金資産小計	408,764 千円	373,901 千円
評価性引当額	96,014 千円	62,793 千円
繰延税金資産合計	312,750 千円	311,108 千円
繰延税金負債		
資産除去債務	40,900 千円	38,491 千円
その他有価証券評価差額金	- 千円	7,280 千円
その他	- 千円	2,912 千円
繰延税金負債合計	40,900 千円	48,684 千円
繰延税金資産の純額	271,850 千円	262,423 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第43期 (2023年12月31日)	第44期 (2024年12月31日)
法定実効税率	法定実行税率と税効果	法定実行税率と税効果
(調整)	会計適用後の法人税等	会計適用後の法人税等
交際費等永久に損金に算入されない項目	の負担率との間の差異	の負担率との間の差異
評価性引当金額	が法定実行税率の100	が法定実行税率の100
過年度法人税等	分の5以下であるため	分の5以下であるため
住民税均等割等	注記を省略しております。	注記を省略しております。
その他	す。	す。
税効果会計適用後の法人税などの負担率		

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社の事務所等に関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を各資産ごとに最長37年、最短6年(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)
期首残高	146,387 千円	147,505 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	1,117 千円	1,126 千円
資産除去債務の履行による減少額	- 千円	- 千円
期末残高	147,505 千円	148,631 千円

（収益認識関係）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	7,179,471	-	7,179,471
運用受託報酬	2,707,597	217,235	2,924,832
投資助言報酬	20,845	-	20,845
その他営業収益	1,816,212	-	1,816,212
合計	11,724,127	217,235	11,941,362

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益の計上基準に記載の通りであります。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	運用報酬	成功報酬	合計
委託者報酬	10,275,770	-	10,275,770
運用受託報酬	2,853,205	1,008,252	3,861,458
投資助言報酬	28,476	-	28,476
その他営業収益	1,901,290	-	1,901,290
合計	15,058,742	1,008,252	16,066,995

2. 収益を理解するための基礎となる情報

注記事項（重要な会計方針）の5.収益の計上基準に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）及び第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの付帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	フランス	ルクセンブルグ	その他	合計
8,187,590	2,046,802	1,602,304	104,665	11,941,362

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	フランス	その他	合計
12,151,597	2,334,334	1,462,391	118,672	16,066,995

(注) 営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランス・パリ市	1,143,615 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等 役員の兼任	運用受託報酬 *1	555,980	未収運用受託報酬	223,246
							情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	975,845	未収収益	782,558

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,785 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	923,902	未収運用受託報酬	269,929

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	アムンディアセットマネジメント	フランス パリ市	1,143,615 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)直接 100%	投資信託、投資顧問 契約の再委任等 役員の兼任	運用受託報酬 *1	276,507	未収運用報酬	76,260
							情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	921,489	未収収益	624,335

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,785 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	1,528,422	未収運用受託報酬	422,608
							情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	803,762	未収収益	177,404

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

（1株当たり情報）

	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)
1株当たり純資産額	4,897.83 円	5,265.05 円
1株当たり当期純利益金額	666.82 円	985.32 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第43期 (自2023年 1月 1日 至2023年12月31日)	第44期 (自2024年 1月 1日 至2024年12月31日)
当期純利益(千円)	1,600,376	2,364,773
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,600,376	2,364,773
期中平均株式数(千株)	2,400	2,400

（重要な後発事象）

第43期（自2023年1月1日 至2023年12月31日）

該当事項はありません。

第44期（自2024年1月1日 至2024年12月31日）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 株式会社りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（2024年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ・名称 株式会社りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（2024年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

- ・名称 株式会社埼玉りそな銀行
- ・資本金の額 70,000百万円（2024年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社関西みらい銀行
- ・資本金の額 38,971百万円（2024年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称 : 株式会社日本カストディ銀行
- ・資本金の額 : 51,000百万円（2024年3月末日現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱いおよび販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2)目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
- (3)交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等および投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (4)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5)請求目論見書の巻末にファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
- (6)交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7)目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
その他の情報については、委託会社のホームページ（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン **050-4561-2500**
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<https://www.amundi.co.jp>

独立監査人の監査報告書

2025年2月27日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年5月30日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンドの2024年9月13日から2025年3月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・米国・ユーロ高利回り債ファンドの2025年3月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。